

令和4年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第8回福岡地方最低賃金審議会

1 日 時： 令和5年3月8日（水）12:55～14:10

2 会 場： 福岡合同庁舎 本館5階 共用第2会議室

3 出席者： 【公益代表委員】 3人（定数5人）

平井 佐和子

平木 真朗（会長）

丸谷 浩介

【労働者代表委員】 4人（定数5人）

河村 敏昭

黒崎 美紀

小陳 武志

野中 篤志

【使用者代表委員】 3人（定数5人）

金子 亮輔

中村 年孝

吉岡 秀樹

【福岡労働局】 安達 労働局長

辻 労働基準部長

鈴木 賃金室長ほか

4 主要議題

- (1) 令和4年度最低賃金の改正決定状況等について
- (2) 令和5年度福岡県特定最低賃金の改正意向表明について
- (3) 令和4年度最低賃金履行確保にかかる取組み等について
- (4) その他

5 審議内容

会長 定刻前ですが、ただ今から、令和4年度第8回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。

本日は、公益代表委員の富山委員、高田委員、労働者代表委員の浜田委員、使用者代表委員の松本委員、小島委員がご欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく開催に必要な定数は満たされていますので、その旨ご報告いたします。

会長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事（1）の「令和4年度 最低賃金の改正決定状況等について」です。
事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料No.3 令和4年度地域別最低賃金改定状況(全国)

資料No.4 最低賃金額の推移について(地域別最低賃金【全国加重平均】)

資料No.5-1 令和4年度最低賃金改正審議状況(福岡)

資料No.5-2 福岡県の最低賃金改正の推移

資料No.6 福岡県最低賃金額未満率・影響率の推移(過去5年)

資料No.7 令和4年度特定最低賃金の審議決定状況(九州・山口)

資料No.8 最低賃金に関する相談件数について

について説明

会長 ありがとうございました。事務局の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

はい、どうぞ吉岡委員。

吉岡委員 使用者側代表委員の吉岡でございます。よろしくお願いします。

最後の違反件数の関係で少しお尋ねがございます。

相談件数の雇用形態別の内訳でいくと、事業主の方も若干ありますが、殆ど労働者の方ということだと分かりましたけれども、具体的に相談の内容、どういう相談の内容が多いのかということと、相談を受けたあと、どういう対応をされるのか、されているのかというのを分かれば教えていただきたいと思います。

賃金指導官 賃金指導官の緒方でございます。

今、吉岡委員から質問があったことにつきまして、数字的に何件ということは申し上げることはできませんが、相談の内容といたしましては、まず使用者側、労働者側共に、「賃金が、法定の最低賃金に適っているか、どうか、所定の賃金と比較

の計算方法がわかりません」というような相談が最も多いという印象を持っております。そこで、こちらとしても、簡便ではございますが、計算方法を解説させていただきます。但しそこでもはっきりとしないとかということであれば、労働者側の方に対しては、きちんと賃金明細書等を持って労働基準監督署にご相談をしていただいて、場合によっては申告処理という形になっております。事業者側の方については、電話相談等で簡単な相談であればともかく、重要な相談であれば、賃金台帳等を持って労働基準監督署に正式な相談に行っていただきたいという形で、そのような繋ぎをさせていただいているというのが実態でございます。

以上です。

会長 よろしいでしょうか。

吉岡委員 はい。

会長 はい、他にご質問等はございますでしょうか。もしございませんようでしたら、次の議事に移ります。

では、議事(2)の「令和5年度 福岡県特定最低賃金の改正意向表明について」です。

資料No.17として、改正意向表明の書面がございます。この議事では、資料とともに、表明された各労働者団体の改正意向趣旨を、労働者側代表委員からのご説明も加えた形でお願いできますでしょうか。

では、鉄鋼の改正意向表明から、順次ご説明をお願いします。

野中委員 はい、それでは資料No.17-1、49ページということで、鉄鋼に関する特定最低賃金の改正意向表明について、私、野中の方から少し発言をさせていただきたいと思います。

私達鉄鋼産業、鉄鋼、製鉄業を中心とする産業に従事する労働者で組織します労働組合といたしましては、今まさに春季生活闘争において、地場、中小組織を中心に賃上げという形で、賃金改定を求め、今月中旬からおそらく下旬頃までの回答引き出しに向か、まさに今山場を迎えていたる状況でございます。

こうした中で今年の春季生活闘争における、取り巻く環境ですけれども、とりわけ鉄鋼大手における日本製鐵株式会社を参考に言わせていただきますと、2021年度、すなわち前年度に統合以降最高収益になっておりましたが、この2022年度もほぼ同水準の収益が確保できる見込みにあるというのが今の鉄鋼産業の状況でございます。

こうした中、国内全体も、やはり賃金引上げの機運が高まっているという中で、鉄鋼、製鉄で働く仲間についても、生活に影響が出ております、物価上昇分、これに対応する賃上げを勝ち取ることの意識が高まっているという状況であります。

それぞれの組織における交渉の状況におきましても、ベースアップを含めた賃上げ要求を行ったうえで、有額回答に向け、全力を傾注しているところです。

実は今週月曜日から本日の午前中にかけて、我々も福岡県における鉄鋼に関する中小企業の経営者の方に要請行動を行ってまいりました。やはり、経営者側も今の状況、物価上昇に関しては賃上げはやっていかなければならないという受け止めは持っていたいているという状況でございました。

また一方で、現在の鉄鋼産業の最低賃金状況は1,010円ということになっておりますが、共に働く仲間の声を聞いていきますと、やはり離職率の増加に歯止めがかっていない、また新卒の採用に非常に難航している、といった声が多く聞かれております。

鉄鋼製造現場における過酷な労働環境、その上での優秀な人材確保、定着といった環境を踏まえながら、この魅力ある労働条件の大前提である入口の賃金となる最低賃金の引上げ、これについては重要であるということで考えております。

従いまして、経済の好循環を含め、引き続き鉄鋼業の最低賃金の引上げに向けて、改正意向表明を行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

私の方から以上です。

黒崎委員 はい、では引き続き51ページの資料No.17-2について、私、黒崎の方から改正意向表明の説明をさせていただきたいと思います。

資料は添付させていただいておりますが、これに追加して3点発言させていただきます。

まず1つ目です。電機連合の統一闘争において、特定最低賃金の金額改定の根拠、要件となる企業内最低賃金の引上げについて、今、まさに回答引き出しに向けて、精力的に交渉を行っている時期になります。

第5次交渉については来週の水曜日、15日に回答指定日を迎えます。

電機産業に働く労働者として魅力ある水準改定に向け、私も粘り強く、今交渉を行っているという状況でございます。

それから2つ目になりますが、特定最低賃金の改定にあたって、電機連合側から経営側である電經連で最低賃金の金額改定の刷り込みの要請を行っているという点でございます。

特定最低賃金の取組み、事業の公正競争確保により、サプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けて重要な役割を担っており、電機産業に相応しい水準設定等運用が図られるようにご協力をいただきたいという要請を行っているということがございます。

最後、3点目になります。

熊本に半導体工場TSMCが今、建設されておりますが、賃金によりますと、好待遇で採用活動が始まっていると、そのことが今出ております。

隣接している福岡県から優秀な人材が流出しないためにも、それに相応しい賃金

水準に上げていく必要があると考えております。

以上3点を持ちまして、私の方からの改正意向表明の説明を終わらせていただきます。

小 陳 委 員

では残り3業種につきまして、私の方から説明させていただきます。資料につきましては53ページから57ページにかけてです。

「輸送用機械器具製造業」、「百貨店、総合スーパー」、「自動車(新車)小売」の3業種です。

趣旨については同じですけれども、産業別的一般労働者の賃金と最低賃金との差が大きいこと、2023年の春季生活闘争において一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることが改正意向表明の理由であります。

少し全体的な賃上げ状況、賃上げに向けた状況についてご説明しますと、今年度の春季生活闘争、3月1日段階の連合の集計では要求書を提出した組合、その中で賃上げの要求を行った組合の数は共に全国でも福岡県内でも昨年の数を上回っていて、その水準が福岡県内の平均でいいますと1万2千30円、4.35パーセントで、4パーセントを超えるというのは2015年以来の高水準となっております。賃上げの必要性の認識が日本社会全体に広がっているということと、組合員の期待も非常に高まっている中で、今後、賃上げに向けた取組みが進むんだろうと認識しております。経営者の方々のお話も直接、間接にお聞きしておりますけれども、やはり人手不足もある中で、賃上げが必要ということは殆どの経営者がおっしゃる、ただその原資確保が課題なのだ、と言われる中小企業の経営者が多い中で、福岡県において、先日、資料の方で後ほど説明があると思いますけれども、価格転嫁の円滑化に関する協定書というのが公、労、使13団体で締結されたなど、中小企業の賃上げに向けた環境作りが進められているところでありますので、この春季生活闘争を通じて県内の全ての労働者の賃上げが進むことを期待しております。併せて各組織におきまして、企業内最低賃金の引上げの取り組みも並行して進められています。特に昨年地域別最低賃金を上回ることができなかつた、百貨店、総合スーパーについても、今年の春闘では例年にはない水準で各組合が要求を掲げて取り組んでおりまして、併せて企業内最賃の引上げにも取り組んでいますので、その結果を特定最賃に反映していきたいと、そのことで公正競争を担保しながら、働く労働者の労働条件、底上げを図ることで産業としての優位性を確保し、健全な産業の発展に繋げていくということにしたいと思っております。

各組織とも本年の6月までに必要書類を提出する予定にしておりますので、今後のこの審議会におけるご対応をよろしくお願ひいたします。

以上です。

会

長

はい、ただ今の労働者側委員3名からのご説明をとおして、何かご質問等はござりますでしょうか。

各 委 員

(質問なし)

会 長 また、この議事に関わって、事務局からの補足説明はありますか。

賃金指導官 はい、緒方から説明をさせていただきます。

資料No.17の1から5まで、令和5年2月までに提出がありました、5業種の、福岡県特定最低賃金の改正意向表明がございます。当該意向表明を受けました業種につきましては、令和5年6月末までに、最低賃金法第15条第1項に基づき、特定最低賃金の改正に係る申出書が提出される運びとなります。

令和5年6月末までに特定最低賃金の改正の申出書が提出されましたら、事務局は申出書が要件を満たしているかの確認を行います。要件の確認結果につきましては、7月下旬開催予定の、令和5年度第3回最賃審議会の際、事務局からご報告させていただきます。要件を満たしておれば、特定最低賃金の改定の必要性の有無について、同じ第3回最賃審議会において、局長より審議会にて諮詢を行う、という流れとなります。

その、令和5年6月末までに提出されます、申出書の要件についてでございます。

昭和61年の中賃答申に基づき、特定最低賃金改正の申出書につきましては、適用労働者数の概ね3分の1以上の労働者に関する労働協約を揃えていただきます。令和5年6月末までの申出書につきましては、令和5年度の適用労働者数との比較をすることになります。

適用労働者数についてです。令和5年度、福岡県特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数につきまして、資料No.16をご覧ください。

毎年12月1日段階における福岡県内の特定最低賃金の適用使用者数と、適用労働者数を推定値として確定したものになります。

この表の数値のうち、令和4年度分は、「最低賃金決定要覧令和4年度版」の119～120ページに記載されています。今回令和5年度の数値も、令和5年度版として発行される「最低賃金決定要覧」に記載されることとなります。

なお、令和5年度適用労働者数については、従前からの「平成28年経済センサス」を基本とした推計値として、確定させた数となっています。

特定最低賃金の改正の申出書の提出後の、特定最低賃金改正に向けた要件につきましても、ご説明させていただきます。

まず、昭和57年の中賃答申に基づき、特定最低賃金は地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに設定する主旨から、関係労使の申出に基づく特定最低賃金の審議は、全会一致の議決が原則です。

特定最低賃金は関係労使のイニシアティブで設定されるものですから、最も低い協約の賃金額を超えた金額審議は認めがたく、併せて、最低賃金法のもとで、地域別最低賃金額を超えた金額でなければ、特定最低賃金額の改正金額を決定できませ

ん。そのため、最も低い協約の賃金額が地域別最低賃金額を超えるければ、改正決定の必要性有りとの答申が困難なこととなります。

改正決定の必要性有りと答申された場合は、特定最低賃金額の金額改正の必要性を全会一致で認めたうえでの答申ですから、1円以上引上げの金額改正答申を行うことが原則となります。

これら、特定最低賃金の改正の申出書の提出後の、特定最低賃金改正に向けた要件につきましては、令和5年2月に特定最低賃金の改正意向表明を受理しました際、提出いただいた労働組合の方には説明をさせていただいております。

なお、特定最低賃金の改正意向表明の提出がございました業種につきましては、6月分の賃金及び労働時間等について、賃金実態調査をさせていただきます。

賃金実態調査の母集団リスト及び調査票情報につきましては、統計法第40条各項の条文を根拠としまして、外部に提供してはならず、行政機関自らも調査票情報を利用してはならないことになっています。そのため、賃金実態調査におきまして特定最低賃金未満の回答をした事業場に対して、それを根拠とした監督指導は直接は行えないことになります。

併せて、最低賃金法第18条により、派遣労働者は、派遣先の事業の業種の最低賃金が適用されます。また、鉄鋼業についてでございますが、日本産業分類の小分類に該当すれば、自ら設備を持たず、関連請負事業者として入構する事業所、「管理、補助的経済活動を行う事業所」も特定最低賃金適用に該当することを、補足説明させていただきます。

以上、「令和5年度福岡県特定最低賃金の改正意向表明について」の件に関して、補足での説明でございました。

以上です。

会長 はい、ただ今の事務局からのご説明につきまして、何かご質問等はございますか。

小陳委員 はい。

会長 はい、どうぞ。

小陳委員 意見を1件と質問を1件させていただきます。

まず意見の方からです。

最後のところでご説明があった意向表明にあたっての特定最低賃金の改正について、企業内最低賃金の最低金額と地域別最低賃金の関係をご説明いただきました。このご説明いただきました内容は、厚生労働省の基本的な見解をまとめられたものと受け止めております。

今までこのタイミングでそういう説明をあえてされたのは、去年の百貨店、総合スーパーの審議の経過等のことがあってのことだと受け止めております。それで私

どもとしてそういう受け止めをした上で特定最低賃金の関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという趣旨が十分生かされるよう運営については、今後の労使の審議運営についてご配慮いただきたいと思っておりますし、私どもも状況を見ながら必要に応じて相談等をさせていただきたいと思っておりますので、ご対応をお願いいたします。これは意見というよりお願いです

もう1点は質問なのですが、これ中々お聞きしても中身が示されない性質のものだと理解しておりますが、企業労働者数についてご報告をいただきまして、これ関係の労働組合から事前にお示しいただきましたということで、一応お尋ねということなのですが、電子部品・デバイスに関して、人数が令和2年くらいから増え続けていて、働いている現場で一般の実感としてはそんなにこの業種増えているのかなというのがありまして、もし分かりましたらですけれども、人数というのは非常に大事なことになってくる中で、どういうところで増えているのか、もし把握があれば教えていただきたいというところです。

賃金指導官

はい、ではお答えをさせていただきます。

今の小陳委員がおっしゃられた疑問も当然かと私も考えます。それで先程私がご説明しましたとおり、やはり、派遣の事業者が色々見受けられます。なかなか具体的に申し上げることができないのですが、そういう認識で事務局としてはデータをもっております。

以上です。

会長

よろしいでしょうか。

その他にご質問、ご意見はございませんでしょうか。

はい、野中委員どうぞ

野中委員

すみません。1点ご質問ですが、派遣でしたか非正規でしたか、鉄鋼業にかかるところで、適用労働者の中で自ら設備を持たないという、メインテナンス等に入るというか、そういったところでも対象になるのだというお話をしたが、これ非正規、派遣どちらも捉えた上でそういう方々が対象になるという受け止めでよろしいのでしょうか。

賃金指導官

我々が先程申し上げましたセンサス、過去のものなので修正をかけますけれども、こちらとして、できる限り今、把握できる術を用いまして把握いたしました。

今、ご質問ございましたように構内請負業者、派遣業者につきましても、やはりできる限りの情報を得た形で調整をさせていただいているというところです。

野中委員

これは当然調査する企業も当然そこを認識をした上でという理解でよろしいですか。去年まではこういう説明があったかどうか、自分も定かに記憶してなかつ

たものですから、突然今日降って湧いたように言われたところがあって、当然調査の中でいくと、先程の電子部品・デバイスと考えていくと、鉄鋼も労働者数は増えてもよろしいのかなと思います。

そういう数字もなく、ただただ今回正規労働者、若しくは非正規労働者、派遣労働者が入りますというのは、今までではなかったのではないですかと、言わざるを得ないので、その辺のところの判断とか整理はどうされているのですか。

賃金指導官 色々補正をさせていただくのに、各種データを使わせていただいておりますけれども、その中で今、言っていただいたように製鉄、鉄鋼に従事する事業所という形にそのような情報がございますので、それは勿論、情報によっては事業所としてその認識が十分あるから、このデータ上は製鉄業、鉄鋼業になっているというものを捉えています。という答えでございます。

会長 野中委員、如何でしょうか。よろしいでしょうか。

野中委員 はい。

会長 はい、その他何かございますでしょうか。

各委員 (質問なし)

会長 よろしいでしょうか

では、次の議事に移らせてもらいます。議事（3）の「令和4年度最低賃金履行確保にかかる取組み等について」に移ります。事務局から資料説明をお願いします。

賃金室長

資料No.9 令和4年度最低賃金広報実施状況
資料No.10 「福岡県の最低賃金」（令和5年度特定最低賃金リーフレット）
資料No.11 「賃金引上げ特設ページを開設」（リーフレット）
資料No.12 最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況
資料No.13-1 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策リーフレット
資料No.13-2 「業務改善助成金」（通常コース）のご案内
資料No.14-1 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）
資料No.14-2 価格転嫁の円滑化に関する協定書（令和5年2月27日）
について説明

会長 はい、ただ今の事務局からのご説明につきまして、何かご質問等はございますか。

各 委 員

(質問なし)

会 長 では、次に議事（4）の「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 事務局からご説明申し上げます。

「最賃審議会議事録等ホームページ掲載状況」についてです。

資料 No. 15 は、福岡労働局ホームページの画面です。令和4年度、今年度の最低賃金審議会の議事録、会議の次第及び配布した資料等を公開しております。なお、金額審議につきましては、全体確認にて非公開といたしましたので、議事録ではなく議事要旨を公開しております。

「福岡地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦」についてです。

本日ご出席いただいております、第 52 期福岡地方最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、今月、令和 5 年 3 月末日をもって任期が満了することとなります。2 年間に渡りまして、お疲れ様でした。

そのため、次年度、第 53 期福岡地方最低賃金審議会委員につきまして、任期を 2 年として、新たに任命を行うこととなります。

審議会令第 6 条第 4 項において読み替えて準用する第 3 条第 1 項によって、「労働者代表委員、使用者代表委員を任命しようとする場合には、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない」と規定されています。そのため、令和 5 年 2 月 1 日から 2 月 21 日までの期間、労働者代表委員及び使用者代表委員の推薦を求める公示を行っておりました。

公示期間は終了しておりますので、今後、福岡労働局長が、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名を任命することになります。

なお、公益代表委員につきましては、推薦の手続きは経ることなく、福岡労働局長の責任において任命をすることとなっております。

以上でございます。

会 長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございますか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 よろしいでしょうか。

はい、ではその他、何かご質問等はございますか。

河 村 委 員 よろしいでしょうか。

会 長 はい、河村委員どうぞ。

河 村 委 員

はい、労働者側代表委員の河村です。令和4年度の最低賃金の可決した30円はこれまでにない引上げ額であったのですけれども、実質昨年の6月頃からの物価上昇を背景とした形となっておりますが、10月の域を超えて、なおかつ今物価が上昇し続いているということで、今日の西日本新聞でも1月期の実質賃金がマイナス4.1パーセントと、減額しているという状況に至っているということになっています。

そういう中で、私のところにも関係団体からも連絡があって、いわゆる最低賃金の再改定の審議ができないかということがありまして、おそらく労働局の方にも関係方面から要請等がされていると思いますので、その状況を分かれば教えていただきたいですし、対応等をどうされているのか、それと又、実質私ども第52期の委員、この3月末で任期が終了するということですから、この審議会の中では審議の再開はできないと思いますが、言うなればそういった再改定の道筋というものが運営規程であるものなのか、それを教えていただきたいということです。

以上です。

会 長

如何でしょうか。お答えできる範囲で結構だと思いますが。

賃 金 室 長

では、私の方からお答えさせていただきます。

色々な他の労働組合様からも最低賃金を再改定すべきではないかといった陳情は出てきているところです。この情報については逐一本省に報告を上げさせていただいておりますが、今のところ本省からはそれらの情報について、再改定に関する指示等は何も出されていないという状況でございます。

会 長

河村委員如何でしょうか。

河 村 委 員

その再改定を今、要するに審議するといった運営規程の中にそのような道筋はあるのですか。

無いのであるならば、無いということでよいのです。そういうことで、時折、私どもの方で、東京でも労働者側委員ともう一人別の委員からのそういった賛成者がいれば、審議再開が成立するといった話を聞いているので、福岡地方最低賃金審議会の運営規程の中でそういった規程があるのかなと思っただけです。

賃 金 室 長

福岡地方最低賃金審議会の運営規程にはそういったものはございません。

河 村 委 員

はい、分かりました。

会 長

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

中村委員 はい。

会長 はい、どうぞ中村委員。

中村委員 使用者側代表委員の中村でございます。

これから令和5年度に入っていく訳でございますけれども、今から最低賃金の議論も出てきて、いわゆる目安額の話がますあるかと思います。それで、今、国の方でも目安をどうするかということについて、少し話がされているとお聞きしております。細かな話は別といたしましても、大まかに、どういった形になりそうだとか、或いはどういった議論が行われているかということについて、お分かりの範囲で結構でございますので、もしあれば教えていただければと思います。

賃金室長 はい、私の方でご説明させていただきます。

目安制度の在り方に関する全員協議会というものは、本省の方でも開催されており、2月27日に第9回目が開催されました。既に資料はホームページにアップされておりまして、全員協議会の報告案としてのものが掲載されたのですけれども、肝心のランクのところはペンディングで、空白になっております。

ただ協議以前のところは、議事録とか各種資料の中にも議論というよりもご意見をいただいた事項というのも毎回掲載されておりまして、それを拝見すると、ランクを4つか3つにするとかのご意見もあったのですけれども、それに対して事務局側は、実際にランクの数を変えるとなると、統計法に基づくものですので、総務省に届け出を出さなければならないとなります。そうしますと今度賃金実態調査の実施に時間的制限がありますので、又基本がどういう結論になるか、全く見えていない状況でございます。ただ本来、令和4年度中に結論を出すという大前提で審議が行われていますので、3月末までには結論が出ると思われます。それにつきましては遅れながらも皆様方のもとにご報告を文書でしたいと思っているところでございます。

会長 よろしいでしょうか。

中村委員 ありがとうございます。

会長 はい、その他、何か質問等はございますでしょうか。

各委員 (なし)

会長 もし、ございませんようでしたら、本日の審議は終了といたします。

最後になりますが、本日の議事録の署名については

労働者代表委員 小陳委員
使用者代表委員 中村委員

にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

小陳委員 (承諾)
中村委員

会長 本日をもちまして今年度における最低賃金審議会の全日程は全て終了ということになります。委員の皆様方の会務へのご協力につきまして、感謝申し上げます。
誠にありがとうございました。
それでは、最後に安達労働局長からのご挨拶をいただきたく、よろしくお願ひします。

労働局長 一 挨拶 一

会長 お疲れさまでした。

署名 公益代表委員 平木 真郎

労働者代表委員

小陳 武志

使用者代表委員

中村 幸孝